

議案第六〇号

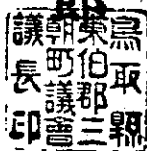
三朝町長等給与条例（昭和二十八年三朝町条例第一八号）の一部を次のように改正するものとする

昭和三十四年九月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十四年九月十六日原案可決

東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝町長等給与条例の一部を改正する条例

第二条中「別表第一」を次のように改める

第七条中「別表第二」を次のように改める

別表第一

別表第二

区分	給与月額	町長	助役	収入役	評定資産員	鉄道賃		船賃	乗馬賃 (料了)	日当(日にて)		宿泊料(夜にて)	食料料 (夜にて)
						県内	県外			県内	県外		
町長	四二,〇〇〇円以内	三三,〇〇〇円以内	三〇,〇〇〇円以内	二五,〇〇〇円以内	二二,〇〇〇円以内	〃	〃	〃	五円	二五円	二六〇円	一〇〇〇円	三〇〇円
助役	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇円	二四〇円	八〇〇円	〃
収入役	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五円	二二〇円	〃	〃
評定資産員	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

附 別

この条例は公布の日から施行する